

租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定するリフォーム工事

第 1 号に規定する工事	増築、改築、建築基準法上の大規模な修繕又は模様替
第 2 号に規定する工事	区分所有部分の（マンションの場合で）床または階段・間仕切り壁・主要構造部である壁のいずれかのものの過半について行う修繕又は模様替
第 3 号に規定する工事	家屋のうち、居室・調理室・浴室・便所・その他の室（洗面所・納戸・玄関・廊下）のいずれかの床又は壁の全部について行う修繕又は模様替
第 4 号に規定する工事	地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替（耐震改修工事）
第 5 号に規定する工事	<p>バリアフリー改修工事（以下①～⑧のいずれかの工事）</p> <p>①車いすで移動するための通路又は出入口の拡幅</p> <p>②階段の勾配の緩和</p> <p>③浴室の改修（以下の改修に該当するもののみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 ・浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事 ・固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 ・高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事 <p>④便所の改良（以下のいずれかに該当するもののみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 ・便器を座便式のものに取り替える工事 ・座便式の便座の座高を高くする工事 <p>⑤手すりの取付け</p> <p>⑥段差の解消</p> <p>⑦出入口の戸の改良（以下のいずれかに該当するもののみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 ・開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 ・戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 <p>⑧滑りにくい床材料への取り替え</p>
第 6 号に規定する工事	<p>省エネ改修工事</p> <p>（改修部位の省エネ性能がいずれも平成 11 年基準以上となる工事で、以下の①又は①の工事と併せて行う②から④の工事。地域区分毎に要件が異なる。）</p> <p>①窓の断熱性を高める工事又は日射斜蔽性を高める工事</p> <p>②天井及び屋根の断熱改修</p> <p>③壁の断熱改修</p> <p>④床の断熱改修</p>
第 7 号に規定する工事	給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事